

# 会 議 録

会 議 録	平成29年度 山陽小野田市高齢者保健福祉推進会議（第1回）		
開 催 日 時	平成29年8月17日（木）13時30分～15時30分		
開 催 場 所	厚狭公民館2階 第2研修室		
出 席 者	小野田ボランティア連絡協議会 秋本和美 山陽小野田市地域包括支援センター運営協議会 上村篤子 山口県看護協会小野田支部 伊藤泰枝 山口県作業療法士会 永富恵子 小野田医師会 萩田勝彦 山陽小野田薬剤師会 藤原哲 山陽小野田市社会福祉協議会 水田三代春 山陽小野田市民生児童委員協議会 森川繁夫	市 民 代 表 麻野美智子 市 民 代 表 大田博美 特別養護老人ホーム高千帆苑 川野広子 市 民 代 表 野村智香 山陽小野田市老人クラブ連合会 平田武 山陽ボランティア連絡協議会 水田愛子 小野田在宅介護者の会とらいぼっど 村田晴美 一般社団法人小野田歯科医師会 岡野洋三	
欠 席 者	養護老人ホーム長生園 今田格 学識経験者（宇部フロンティア大学） 江藤真紀 山口県理学療法士会 江本尋美 厚狭郡医師会 嶋田修士 厚狭郡医師会 田中俊朗	委 員 数 21人 出 席 者 数 16人 欠 席 者 数 5人	
事務担当課 及び職員	健康福祉部長 河合久雄 高齢福祉課長 吉岡忠司 高齢福祉課技監 尾山貴子 高齢福祉課主査 石井尚子 高齢福祉係長 古谷雅俊 地域包括支援センター主任 古谷直美	健康福祉部次長 兼本裕子 高齢福祉課主幹 塚本晃子 高齢福祉課補佐 河上雄治 介護保険係長 篠原紀子 地域包括支援センター所長 荒川智美 高齢福祉係技師 岩村庸平	
会 議 次 第	1 健康福祉部長挨拶 2 会長挨拶 3 議事（審議事項） (1) 第7期高齢者福祉計画について (2) 調査結果の説明について ア 介護予防日常生活圏域ニーズ調査 イ 在宅介護実態調査 ウ 高齢者保健福祉実態調査 エ 第7期高齢者福祉計画アンケート 4 その他		
会 議 結 果	1 について 健康福祉部長が挨拶を行った。 2 について		

会長が挨拶を行った。

### 3 (1)について

事務局が、山陽小野田市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の概要について説明した。

山陽小野田市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定の趣旨は、今後、高齢化が更に進行していく中で、高齢者が安心して生活していける社会の実現に向け、計画的に体制整備を進めていく必要がある、第7期計画では、第6期の計画に引き続き、高齢者を多方面から支援していくため、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の強化を行い、本市の実情に応じた介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施が計画的に図られることを目的に、策定をしていきたいと考えている。

策定根拠としては、介護保険事業計画は、介護保険法第117条において3年ごとに定めることとされており、第6期の計画は平成27年度から平成29年度の期間である為、平成30年度から平成32年度の第7期介護保険事業計画を今年度中に策定する必要がある。

また、高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8の「老人福祉計画」に策定が規定され、また、同条第8項に介護保険事業計画と一体のものとして策定することとされていることから、本市は、両計画を一つの計画として策定していきたいと考えている。

本計画の位置付けについては、現在、第二次山陽小野田市総合計画を策定中であり、本計画は市における最上位の行政計画であり、市民にとって住み良い地域づくりを進めるため、地域の個性や地域資源を重視したまちづくりの指針となる。したがって、総合計画の「高齢者福祉」の分野に基づき計画策定を行う。

また、本計画は、国では「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、県では「やまぐち高齢者プラン」が策定されることとなっており、それらの指針・計画との整合を図って策定していく。

国の指針については、すでに案が示されており、第7期の基本方針のポイントとして、

- ・ 高齢者の自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化の推進
- ・ 「我が事・丸ごと」、地域共生社会の推進
- ・ 平成30年度から同時スタートとなる医療計画等との整合性の確保

- ・介護を行う家族への支援や虐待防止対策の推進
- ・「介護離職ゼロ」に向けた、介護をしながら仕事を続けることができるようなサービス基盤の整備

が掲げられており、本市計画においても、それらを踏まえながら策定していきたいと考えている。

計画策定の方法については、別紙1に示しており、この度の計画策定の将来推計等については、本市の人口、認定者数、給付費等の実績を基に厚生労働省が構築した「見える化システム」により試算する。

その上で、厚生労働省の指定した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」「在宅介護実態調査」「高齢者福祉実態調査」「高齢者福祉計画アンケート調査」の調査結果に伴い、ニーズの高いものや不安に思われているものを勘案し、不足しているサービスや事業等の施策へ反映させる予定である。

その他にも、在宅医療・介護連携推進会議や小学校区を日常生活圏域とした協議体を随時、設置し、ニーズや地域資源の把握を行い、また、他市とのサービス状況等の比較を行い他地域とのバランスを加味する中で施策を策定していきたいと考えている。

以上の行程を踏まえ、第7期の計画の施策及び将来推計の素案を策定し、別紙1でいうところの「市町村計画作製委員会」の部分である本会議でご意見を頂く中で策定を行う。

また、計画策定には、介護保険制度の改正に伴う対応も必要となっており、平成30年度の介護保険制度改正案の主な内容は、「保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進」、「新たな介護保険施設の創設」、「地域共生社会の実現に向けた取組の推進」、「現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し」、「介護納付金における総報酬割の導入」である。

まず1つ目の「保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進」は、高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するためには、保険者が地域の課題を分析し、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送るための取組を進めることが必要となる為、全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に取り組むよう、「データに基づく課題分析と対応」「適切な指標による実績評価」「インセンティブ（目標達成の為の材料）の付与」を法律化するものである。

2つ目の「新たな介護保険施設の創設」は、今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等

の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設「介護医療院」を創設するものである。

3つ目の「地域共生社会の実現に向けた取組の推進」は、地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による「把握」及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記するものである。

具体的には、「地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備」「住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制の構築」「生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制の構築」があげられており、本計画の上位計画として「地域福祉計画」の策定に努めることとされている。

4つ目の「現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し」は、世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とするものである。具体的には、年金収入等が340万円以上の方が3割とされる案となっており、国の推計では、全体の3%が該当すると見込まれている。ただし、月額44,400円の上限額を設けるとされている。

5つ目の「介護納付における総報酬割の導入」は、現在、第2号被保険者（40～65歳未満）の保険料は、各医療保険者が介護納付金を、2号被保険者である『加入者数に応じて負担』しているが、これを『報酬額に比例した負担』とするものである。

その他としては、今年度8月に前倒しで行われた高額介護サービス費の負担上限額の改正がある。

今までは「世帯のどなたかが住民税を課税されている方」の負担上限額が37,200円であったが、平成29年8月以降の利用については、負担上限額が44,400円に改正となった。ただし、同じ世帯の全ての65歳以上の方の利用者負担割合が1割の世帯は、年間上限額446,400円を新たに設定したものとなっている。

以上の改正内容も踏まえながら計画の策定をしていく。

なお、さきに申し上げた将来推計で利用する「見える化システム」については、家庭でインターネット環境が整備されていれば、家庭でも人口や認定者、給付費等の情報を検索する機会があれば、是非検索いただきたい。

計画策定のスケジュールについては、本計画策定に伴うアンケ

ートの集計が完了したところであり、後ほど集計結果を報告する。また、今後については、アンケートの分析と施策検討を行い、合わせて、10月初めまでには、計画内容の素案づくりを行い、その素案を同会議で諮っていただければと考えている。その際にいただいた意見等を踏まえた上で12月には、案を御確認いただき、来年1月に市民に対してパブリックコメントを実施したいと考えている。最後には、パブリックコメントでいただいた意見を計画に反映し、最終の計画案を3月に本会議でご報告し、市、内部で調整後、平成30年4月1日に第7期の計画の施行とさせていただきますと考えている。

なお、この第7期の計画の期間につきましては、平成30年度から平成32年度までの間となっている。

以上で、計画の策定の概要の説明を終了する。

## (2) 調査結果の説明について

事務局より、

- ・ 介護予防日常生活圏域ニーズ調査
- ・ 在宅介護実態調査
- ・ 高齢者保険福祉実態調査
- ・ 第7期高齢者福祉計画アンケート

の8月1日現在の集計及び分析結果を説明した。

以上で事務局からの説明を終了する。今までの説明等をもとに皆様からご意見、質疑をいただきたい。

○質疑応答は、以下のとおり。

委員：介護保険を使わなくても、ゴミ出し、買い物等、生活支援に関わることは、ボランティア通貨など仕組みを作ることができるのではないか。今後は、家族による支援も望めないことも考えられ、現在ふたり暮らしの高齢者も、いつかは1人暮らしになる。そのようなときに備えて、みんなで支え合える仕組みをつくる必要があると思う。人的資源、特に元気な高齢者も沢山いらっしゃるの、元気な高齢者の方が活躍できる仕組みを、皆で知恵を絞り考えれば出来ると思う。

事務局：介護保険サービスだけでなく、地域の様々な助け合いの仕組みづくりも含めて、第7期高齢者福祉計画へ反映させて行きたいと考えている。

3(2) についての意見・質疑はなかった。

#### 4 その他について

事務局：事前に配布した、「計画策定のための各種調査結果に関する意見等」にご意見等を記載された方は、お帰りの際に、提出願います。また、十分な質疑応答の時間を取ることが出来なかったため、本日の会議に対するご意見等がある方は、後日、「計画策定のための各種調査結果に関する意見等」にご記入の上、提出願います。

～ 閉会 ～